

岩手県告示第 458 号

海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の区域を海岸保全区域として指定する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 海岸名 岩手県三陸北沿岸角浜漁港海岸角浜地区海岸、岩手県三陸北沿岸川尻漁港海岸川尻地区海岸、岩手県三陸北沿岸川尻漁港海岸平内地区海岸、岩手県三陸北沿岸種市海岸大谷地地区海岸、岩手県三陸北沿岸種市海岸平内地区海岸、岩手県三陸北沿岸種市海岸種市地区海岸、岩手県三陸北沿岸種市海岸有家地区海岸、岩手県三陸北沿岸種市海岸坂下地区海岸、岩手県三陸北沿岸種市海岸玉川地区海岸、岩手県三陸北沿岸種市漁港海岸種市地区海岸、岩手県三陸北沿岸田老海岸摂待地区海岸、岩手県三陸北沿岸田老漁港海岸向山地区海岸、岩手県三陸北沿岸田老漁港海岸田老地区海岸、岩手県三陸北沿岸田老漁港海岸乙部地区海岸、岩手県三陸南沿岸三陸海岸吉浜地区海岸、岩手県三陸南沿岸三陸海岸沖田地区海岸、岩手県三陸南沿岸崎浜漁港海岸崎浜地区海岸、岩手県三陸南沿岸越喜来漁港海岸越喜来地区海岸、岩手県三陸南沿岸越喜来海岸越喜来地区海岸、岩手県三陸南沿岸綾里漁港海岸綾里地区海岸石浜地先海岸、港地先海岸、館地先海岸及び田浜地先海岸、岩手県三陸南沿岸野野前漁港海岸白浜地区海岸、岩手県三陸南沿岸泊漁港海岸泊地区海岸、岩手県三陸南沿岸鬼沢漁港海岸鬼沢地区海岸及び岩手県三陸南沿岸吉浜漁港海岸吉浜地区海岸

2 指定区域

(1) 岩手県三陸北沿岸角浜漁港海岸角浜地区海岸

九戸郡洋野町種市第 39 地割字角川目 45 番地 20 に設置された標点を基点とし、(イ)点は基点から 118 度 00 分 47 メートルの点、(ロ)点は(イ)点から 92 度 00 分 65 メートルの点、(ハ)点は(ロ)点から 165 度 00 分 350 メートルの点、(ニ)点は(ハ)点から 150 度 00 分 204 メートルの点、(ホ)点は(ニ)点から 251 度 00 分 60 メートルの点、(ヘ)点は(ホ)点から 330 度 00 分 201 メートルの点とし、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

(2) 岩手県三陸北沿岸川尻漁港海岸川尻地区海岸

洋野町種市第 27 地割字川尻 76 番地 17 に設置された標柱（原点）を基点とし、(イ)は基点から 298 度 70 メートルの点、(ロ)は(イ)から 310 度 130 メートルの点、(ハ)は(ロ)から 295 度 160 メートルの点、(ニ)は(ハ)から 10 度 45 メートルの点、(ホ)は(ニ)から 115 度 265 メートルの点、(ヘ)は(ホ)から 145 度 450 メートルの点とし、(ト)は(ヘ)から 169 度 244 メートルの点、(チ)は(ト)から 255 度 20 メートルの点、(リ)は(チ)から 345 度 185 メートルの点、(ヌ)は(リ)から 333 度 230 メートルの点、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)及び(イ)の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

(3) 岩手県三陸北沿岸川尻漁港海岸平内地区海岸

洋野町種市第 38 地割北平内 65 番地 12 に設置された標柱（原点）から、(イ)は基点から 185 度 204 メートルの点、(ロ)は(イ)から 86 度 30 メートルの点、(ハ)は(ロ)から 15 度 188 メートルの点、(ニ)は(ハ)から 318 度 200 メートルの点、(ホ)は(ニ)から 247 度 40 メートルの点、原点(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び原点の各点を順次に結んだ線により囲まれた区域

(4) 岩手県三陸北沿岸種市海岸大谷地地区海岸

岩手県九戸郡洋野町種市第 39 地割渋谷川橋橋台右岸下流端を基点 1 とし、基点 1 から 136 度 30 分 423 メートルの地点を基点 2 とし、基点 2 から 144 度 163 メートルの地点を基点 3 とし、基点 3 から 152 度 142 メートルの地点を基点 4 とし、基点 4 から 127 度 250 メートルの地点を基点 5 とし、基点 5 から 70 度 70 メートルの地点を基点 6 とし、基点 6 から 23 度 40 メートルの地点を基点 7 とし、基点 2 から 55 度 107 メートルの地点を基点 9 とし、基点 3 から 40 度 110 メートルの地点を基点 8 とし、基点 2 から基点 9 までと基点 2 の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

(5) 岩手県三陸北沿岸種市海岸平内地区海岸

岩手県九戸郡洋野町種市第 35 地割字平内 12 番地川尻漁港（平内地区）防潮堤上の基準点 1 を基点とし、基準点 1 から 206 度 85 メートルの地点を a) とし、a) から 171 度 160 メートルの地点を b) とし、b) から 167 度 240 メートルの地点を c) とし、c) から 152 度 30 分 400 メートルの地点を d) とし、d) から 147 度 30 分 265 メートルの地点を e) とし、e) から 95 度 10 分 92.4 メートルの地点を f) とし、f) から 183 度 49.9 メートルの地点を g) とし、g) から 91 度 76 メートルの地点を h) とし、h) から 11

度 55 メートルの地点を i)とし、i)から 91 度 132 メートルの地点を j)とし、j)から 6 度 32 分 19 秒 27.952 メートルの地点を k)とし、k)から 5 度 45 メートルの地点を l)とし、l)から 4 度 58 分 171 メートルの地点を m)とし、m)から 274 度 220 メートルの地点を n)とし、n)から 309 度 30 分 94 メートルの地点を o)とし、o)から 334 度 20 分 751 メートルの地点を p)とし、a)から p)までと a)の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

(6) 岩手県三陸北沿岸種市海岸種市地区海岸

九戸郡洋野町種市第 23 地割 27 番地内の漁港施設を基点 1 とし、基点 1 から 337 度 175 メートルの地点を基点 2 とし、基点 2 から 348 度 347 メートルの地点を基点 3 とし、基点 3 から 77 度 72 メートルの地点を基点 4 とし、基点 2 から 86 度 73 メートルの地点を基点 5 とし、基点 2 から基点 5 までの各点を順次結び、基点 5 と基点 2 を結んだ線によって囲まれた区域

(7) 岩手県三陸北沿岸種市海岸有家地区海岸

九戸郡洋野町小子内第 5 地割 48 番地にある原子内水門左岸下流端を基点 1 とし、基点 1 から 152 度 154 メートルの地点を基点 2 とし、基点 2 から 70 度 56 メートルの地点を基点 3 とし、基点 3 から 160 度 105 メートルの地点を基点 4 とし、基点 4 から 147 度 100 メートルの地点を基点 5 とし、基点 5 から 163 度 70 メートルの地点を基点 6 とし、基点 6 から 160 度 120 メートルの地点を基点 7 とし、基点 7 から 255 度 25 メートルの地点を基点 8 とし、基点 8 から 160 度 135 メートルの地点を基点 9 とし、基点 9 から 182 度 302 メートルの地点を基点 10 とし、基点 10 から 178 度 212 メートルの地点を基点 11 とし、基点 11 から 150 度 130 メートルの地点を基点 12 とし、基点 12 から 136 度 253 メートルの地点を基点 13 とし、基点 13 から 117 度 186 メートルの地点を基点 14 とし、基点 14 から 23 度 80 メートルの地点を基点 15 とし、基点 13 から 41 度 84 メートルの地点を基点 16 とし、基点 12 から 58 度 84 メートルの地点を基点 17 とし、基点 10 から 117 度 136 メートルの地点を基点 18 とし、基点 9 から 90 度 92 メートルの地点を基点 19 とし、基点 5 から 65 度 70 メートルの地点を基点 20 とし、基点 3 から 70 度 36 メートルの地点を基点 21 とし、基点 2 から基点 21 までの各点を順次に結び、基点 21 と基点 3 を結んだ線によって囲まれた区域

(8) 岩手県三陸北沿岸種市海岸坂下地区海岸

九戸郡洋野町小子内第 5 地割 48 番地にある原子内水門左岸下流端を基点 1 とし、基点 1 から 289 度 92 メートルの地点を基点 2 とし、基点 2 から 298 度 152 メートルの地点を基点 3 とし、基点 3 から 313 度 70 メートルの地点を基点 4 とし、基点 4 から 290 度 60 メートルの地点を基点 5 とし、基点 5 から 265 度 145 メートルの地点を基点 6 とし、基点 6 から 46 度 60 メートルの地点を基点 7 とし、基点 7 から 12 度 50 メートルの地点を基点 8 とし、基点 5 から 10 度 82 メートルの地点を基点 9 とし、基点 4 から 45 度 100 メートルの地点を基点 10 とし、基点 2 から 18 度 100 メートルの地点を基点 11 とし、基点 2 から基点 11 までと基点 2 の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

(9) 岩手県三陸北沿岸種市海岸玉川地区海岸

九戸郡洋野町第 15 地割字玉川 24 番地和座川橋橋台右岸下流端を基点 1 とし、基点 1 から 347 度 65 メートルの地点を基点 2 とし、基点 2 から 324 度 318 メートルの地点を基点 3 とし、基点 3 から 312 度 170 メートルの地点を基点 4 とし、基点 4 から 322 度 180 メートルの地点を基点 5 とし、基点 5 から 98 度 294 メートルの地点を基点 6 とし、基点 6 から 120 度 150 メートルの地点を基点 7 とし、基点 7 から 44 度 106 メートルの地点を基点 8 とし、基点 6 から 358 度 96 メートルの地点を基点 9 とし、基点 5 から 36 度 100 メートルの地点を基点 10 とし、基点 2 から 70 度 120 メートルの地点を基点 11 とし、基点 2 から基点 11 までと基点 2 の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

(10) 岩手県三陸北沿岸種市漁港海岸種市地区海岸

九戸郡洋野町種市第 20 地割字荒津内 172 番 1 に設置された標柱を基点として、(ア)点は基点から 58 度 00 分 78 メートルの点、(イ)点は(ア)点から 28 度 215 メートルの点、(ウ)点は(イ)点から 0 度 220 メートルの点、(エ)点は(ウ)点から 338 度 412 メートルの点、(オ)点は(エ)点から 72 度 73 メートルの点、(カ)点は(オ)点から 159 度 553 メートルの点、(キ)点は(カ)点から 175 度 268 メートルの点、(ク)点は(キ)点から 208 度 81 メートルの点、(ケ)点は(ク)点から 177 度 222 メートルの点、(コ)点は(ケ)点から 85 度 237 メートルの点、(サ)点は(コ)点から 172 度 594 メートルの点、(シ)点は(サ)点から 240 度 134 メートルの点、(ス)点は(シ)点から 285 度 163 メートルの点、(セ)点は(ス)点から 331 度 182 メートルの点、(ソ)点は(セ)点から 293 度 35 メートルの点、(タ)点は(ソ)点から 260 度 30

メートルの点、(チ)点は(ク)点から 346 度 289 メートルの点とし、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)、(コ)、(サ)、(シ)、(ス)、(セ)、(ソ)、(タ)、(チ)及び(ア)の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

(11) 岩手県三陸北沿岸田老海岸摂待地区海岸

岩手県宮古市田老字摂待 161 番地の 2 地先の摂待川左岸防潮林造成護岸下流を基点 1 とし、基点 1 から 70 度 42 メートルの地点を基点 2 とし、基点 2 から 79 度 60 メートルの地点を基点 3 とし、基点 3 から 169 度 223 メートルの地点を基点 4 とし、基点 4 から 259 度 60 メートルの地点を基点 5 とし、基点 2 から基点 5 までと基点 2 の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域のうち河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項第 1 号の規定による区域を除いた区域

(12) 岩手県三陸北沿岸田老漁港海岸向山地区海岸

宮古市田老向山に設置された国土交通省所管田代川水門河口側と既設防潮堤との交点を基点として、(ア)点は基点から 142 度 268 メートルの点、(イ)点は(ア)点から 357 度 202 メートルの点、(ウ)点は(イ)点から 102 度 211 メートルの点、(エ)点は(ウ)点から 130 度 117 メートルの点、(オ)点は(エ)点から 142 度 104 メートルの点、(カ)点は(オ)点から 155 度 146 メートルの点、(キ)点は(カ)点から 245 度 102 メートルの点とし、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)及び(ア)の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

(13) 岩手県三陸北沿岸田老漁港海岸田老地区海岸

宮古市田老乙部長内川に設置された水門 3 号右岸側前面を基点とし、(ア)点は基点から 249 度 110 メートルの点、(イ)点は(ア)点から 191 度 30 分 290 メートルの点、(ウ)点は(イ)点から 198 度 30 分 230 メートルの点、(エ)点は(ウ)点から 257 度 30 分 46 メートルの点、(オ)点は(エ)点から 319 度 35 メートルの点、(カ)点は(オ)点から 36 度 71 メートルの点、(キ)点は(カ)点から 22 度 30 分 185 メートルの点、(ク)点は(キ)点から 1 度 60 メートルの点、(ケ)点は(ク)点から 6 度 139 メートルの点、(コ)点は(ケ)点から 50 度 50 メートルの点、(サ)点は(コ)点から 6 度 17 メートルの点とし、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)、(コ)、(サ)及び(ア)の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

(14) 岩手県三陸北沿岸田老漁港海岸乙部地区海岸

宮古市田老田老漁港に注ぐ長内川左岸にあるベンチマーク (3,269) を基点(イ)として、イ点から 252 度 0 分 170 メートルの地点(ロ)に引いた線、ロ点から 25 度 0 分 14 メートルの地点(ハ)に引いた線、ハ点から 13 度 0 分 40 メートルの地点(ニ)に引いた線、ニ点から 70 度 0 分 138 メートルの地点(ホ)に引いた線、ホ点から 83 度 0 分 300 メートルの地点(ヘ)に引いた線、ヘ点から 150 度 0 分 152 メートルの地点(ト)に引いた線、ト点から 210 度 0 分 39 メートルの地点(チ)に引いた線、チ点から 326 度 0 分 140 メートルの地点(リ)に引いた線及びリ点からイ点に引いた線により囲まれた区域

(15) 岩手県三陸南沿岸三陸海岸吉浜地区海岸

大船渡市三陸町吉浜字川原地内の吉浜川川口橋左岸橋台下流背面角を起点として、①点は基点から 352 度 00 分 25.00 メートルの点、②点は①点から 64 度 30 分 31.00 メートルの点、③点は②点から 7 度 00 分 122.00 メートルの点、④点は③点から 1 度 30 分 33.00 メートルの点、⑤点は④点から 16 度 30 分 19.50 メートルの点、⑥点は⑤点から 23 度 30 分 36.00 メートルの点、⑦点は⑥点から 31 度 30 分 32.00 メートルの点、⑧点は⑦点から 47 度 00 分 63.00 メートルの点、⑨点は⑧点から 61 度 30 分 171.00 メートルの点、⑩点は⑨点から 162 度 00 分 6.00 メートルの点、⑪点は⑩点から 63 度 00 分 56.00 メートルの点、⑫点は⑪点から 156 度 00 分 13.50 メートルの点、⑬点は⑫点から 239 度 30 分 223.50 メートルの点、⑭点は⑬点から 234 度 30 分 29.00 メートルの点、⑮点は⑭点から 221 度 00 分 25.50 メートルの点、⑯点は⑮点から 213 度 30 分 22.50 メートルの点、⑰点は⑯点から 203 度 30 分 25.00 メートルの点、⑱点は⑰点から 193 度 00 分 29.00 メートルの点、⑲点は⑱点から 185 度 00 分 159.00 メートルの点とし、基点、①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲及び基点の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域並びに⑳点は基点から 36 度 30 分 182.00 メートルの点、㉑点は⑳点から 15 度 30 分 49.50 メートルの点、㉒点は㉑点から 17 度 00 分 67.00 メートルの点、㉓点は㉒点から 43 度 30 分 67.00 メートルの点、㉔点は㉓点から 56 度 30 分 184.00 メートルの点、㉕点は㉔点から 72 度 00 分 49.00 メートルの点、㉖点は㉕点から 163 度 30 分 104.50 メートルの点、㉗点は㉖点から 194 度 30 分 125.00 メートルの点、㉘点は㉗点から 270 度 00 分 171.50 メートルの点、㉙点は㉘点から 290 度 00 分 39.50 メートルの点、㉚点は㉙点から 201 度 00 分 84.00 メートルの点とし、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚及び㉑の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

(16) 岩手県三陸南沿岸三陸海岸沖田地区海岸

大船渡市三陸町吉浜字沖田 109 番地の基準点を基準として、⑩点は基点から 20 度 31 分 20 秒 10.00 メートルの点、①点は⑩点から 16 度 08 分 10 秒 80.29 メートルの点、②点は①点から 36 度 29 分 20 秒 53.61 メートルの点、③点は②点から 99 度 05 分 20 秒 18.97 メートルの点、④点は③点から 121 度 16 分 00 秒 30.39 メートルの点、⑤点は④点から 209 度 56 分 00 秒 60.20 メートルの点、⑥点は⑤点から 199 度 39 分 30 秒 71.95 メートルの点、⑦点は⑥点から 182 度 58 分 50 秒 31.47 メートルの点、⑧点は⑦点から 257 度 59 分 40 秒 29.28 メートルの点とし、⑩、①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑩の各点を順次に直線で結んだ線に囲まれた区域

(17) 岩手県三陸南沿岸崎浜漁港海岸崎浜地区海岸

大船渡市三陸町越喜来字中浜 214 番に設置された標点を基点とし、(イ)は基点から 330 度 00 分 34 メートルの点、(ロ)点は(イ)点から 70 度 00 分 72 メートルの点、(ハ)点は(ロ)点から 114 度 00 分 114 メートルの点、(ニ)点は(ハ)点から 147 度 00 分 106 メートルの点、(ホ)点は(ニ)点から 187 度 00 分 76 メートルの点、(ヘ)点は(ホ)点から 93 度 00 分 50 メートルの点、(ト)点は(ヘ)点から 0 度 00 分 80 メートルの点、(チ)点は(ト)点から 352 度 00 分 72 メートルの点、(リ)点は(チ)点から 319 度 00 分 84 メートルの点、(ヌ)点は(リ)点から 294 度 00 分 136 メートルの点、(ル)点は(ヌ)点から 250 度 00 分 100 メートルの点とし、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)及び(イ)の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

(18) 岩手県三陸南沿岸越喜来漁港海岸越喜来地区海岸

大船渡市三陸町越喜来字浪板にある水準点を基点とし、(ア)は基点から 302 度 155 メートルの点、(イ)は(ア)から 286 度 167 メートルの点、(ウ)は(イ)から 230 度 60 メートルの点、(エ)は(ウ)から 200 度 80 メートルの点、(オ)は(エ)から 95 度 210 メートルの点とし、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)及び(ア)の各点を順次に結んだ線により囲まれた区域

(19) 岩手県三陸南沿岸越喜来海岸越喜来地区海岸

大船渡市三陸町越喜来字浪板にある水準点を基点とし、(ア)は基点から 285 度 350 メートルの点、(イ)は(ア)から 230 度 40 メートルの点、(ウ)は(イ)から 146 度 35 メートルの点とし、(ア)、(イ)、(ウ)及び(ア)の各点を順次に結んだ線により囲まれた区域

(20) 岩手県三陸南沿岸綾里漁港海岸綾里地区海岸石浜地先海岸、港地先海岸、館地先海岸及び田浜地先海岸

大船渡市三陸町綾里綾里漁港区域内にある殿見島灯台中心を基点とし、基点から 315 度 0 分 135 メートルの地点を(イ)として、イ点から 235 度 0 分 210 メートルの地点(ロ)に引いた線、ロ点から 310 度 0 分 70 メートルの地点(ハ)に引いた線、ハ点から 49 度 0 分 290 メートルの地点(ニ)に引いた線、ニ点から 6 度 0 分 120 メートルの地点(ホ)に引いた線、ホ点から 100 度 0 分 123 メートルの地点(ヘ)に引いた線、ヘ点から 190 度 0 分 100 メートルの地点(ト)に引いた線及びト点からイ点に引いた線により囲まれた区域

ヘ点から 105 度 0 分 34 メートルの地点を(チ)として、チ点から 105 度 0 分 125 メートルの地点(リ)に引いた線、リ点から 157 度 0 分 240 メートルの地点(ヌ)に引いた線、ヌ点から 184 度 0 分 273 メートルの地点(ル)に引いた線、ル点から 220 度 0 分 200 メートルの地点(ヲ)に引いた線、オ点から 310 度 0 分 50 メートルの地点(ウ)に引いた線、ワ点から 21 度 0 分 340 メートルの地点(カ)に引いた線、カ点から 322 度 0 分 275 メートルの地点(コ)に引いた線、及びヨ点からチ点に引いた線により囲まれた区域

(21) 岩手県三陸南沿岸野野前漁港海岸白浜地区海岸

大船渡市三陸町綾里字大明神 157 番 4 に設置された標柱を基点として、(ア)点は基点から 140 度 22 メートルの点、(イ)点は(ア)点から 282 度 93 メートルの点、(ウ)点は(イ)点から 329 度 122 メートルの点、(エ)点は(ウ)点から 10 度 153 メートルの点、(オ)点は(エ)点から 21 度 96 メートルの点、(カ)点は(オ)点から 35 度 30 分 89 メートルの点、(キ)点は(カ)点から 52 度 127 メートルの点、(ク)点は(キ)点から 131 度 188 メートルの点、(ケ)点は(ク)点から 192 度 252 メートルの点、(コ)点は(ケ)点から 270 度 163 メートルの点とし、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)、(コ)及び(ア)の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

(22) 岩手県三陸南沿岸泊漁港海岸泊地区海岸

大船渡市三陸町越喜来字小泊 129 番 2 に設置された標柱を(イ)点として、(ロ)点は(イ)点から 295 度 0 分 110 メートルの点、(ハ)点は(ロ)点から 8 度 0 分 220 メートルの点、(ニ)点は(ハ)点から 102 度 0 分 50 メートルの点、(ホ)点は(ニ)点から 188 度 0 分 170 メートルの点、(ヘ)点は(ホ)点から 110 度 0 分 70 メートルの点、(ト)点は(ヘ)点から 180 度 0 分 60 メートルの点とし、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、

(ホ)、(ハ)、(ト)及び(イ)の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

(23) 岩手県三陸南沿岸鬼沢漁港海岸鬼沢地区海岸

大船渡市三陸町越喜来地内の鬼沢漁港一メートル物揚場西端に設置された標柱を基点として、(ア)点は基点から 318 度 30 分 130 メートルの点、(イ)点は(ア)点から 231 度 30 分 56 メートルの点、(ウ)点は(イ)点から 296 度 33 メートルの点、(エ)点は(ウ)点から 323 度 251 メートルの点、(オ)点は(エ)点から 43 度 75 メートルの点とし、(ア)、(イ)及び(ウ)の各点を順次に直線で結んだ線、(ウ)点から主要地方道大船渡綾里三陸線の海側の線に沿い(エ)点に至る線、(エ)点から漁港区域の北側円弧に沿い(オ)点に至る線並びに(オ)点と(ア)点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

(24) 岩手県三陸南沿岸吉浜漁港海岸吉浜地区海岸

大船渡市三陸町吉浜字横石地内の吉浜漁港A船揚場南東角を基点として、(ア)点は基点から 243 度 68 メートルの点、(イ)点は(ア)点から 256 度 20 メートルの点、(ウ)点は(イ)点から 344 度 87 メートルの点、(エ)点は(ウ)点から 251 度 53 メートルの点、(オ)点は(エ)点から 341 度 20 メートルの点、(カ)点は(オ)点から 71 度 74 メートルの点とし、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)及び(ア)の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域並びに(キ)点は基点から 50 度 241 メートルの点、(ク)点は(キ)点から 284 度 215 メートルの点、(ケ)点は(ク)点から 20 度 84 メートルの点、(コ)点は(ケ)点から 111 度 40 メートルの点、(カ)点は(コ)点から 90 度 170 メートルの点とし、(キ)、(ク)、(ケ)、(コ)、(カ)及び(キ)の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

備考 関係図面は、岩手県県土整備部河川課及び関係地方振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。